

# 南国市土佐フードビジネスクリエーター人材創出事業受講料補助金交付要綱

令和 2 年 3 月 3 日 告示第 2 3 号

令和 5 年 4 月 7 日 告示第 2 8 号

令和 8 年 3 月 1 6 日 告示第 2 2 号

## (趣旨)

第 1 条 この要綱は、南国市補助金の交付に関する条例（昭和 5 3 年南国市条例第 2 0 号）第 1 7 条の規定に基づき、国立大学法人高知大学が実施する土佐フードビジネスクリエーター人材創出事業（以下「土佐 F B C IV」という。）を受講した市民又は従業員を受講させた中小企業者及び中小企業団体（以下「中小企業等」という。）の受講料の負担を軽減し、本市における食品産業に競争優位性をもたらす研究開発人材の創出を促進することを目的とする南国市土佐フードビジネスクリエーター人材創出事業受講料補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第 1 条の 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる中小企業者をいう。
- (2) 中小企業団体 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 8 5 号）第 3 条第 1 項各号に掲げる中小企業団体をいう。

## (補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 南国市に事業所を有する中小企業等又は南国市に住所を有する者であること。
- (2) 国立大学法人高知大学が実施する土佐 F B C IV の入門コース又は本科コースを修了した者又は当該者を雇用する中小企業等であること。
- (3) 南国市税の滞納がないこと。
- (4) 過去 3 年間に本補助金の交付を受けたことがない者であること。ただし、土佐 F B C IV の入門コースを修了した者であって、本科コースに編入（コースア

ップ)した者については、この限りでない。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象者が第5条第1号に掲げる修了証に係る受講料として支払った受講者1人分に係る費用とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に3分の1の割合を乗じて得た額とし、予算の範囲内で交付する。ただし、当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、第1号の修了証の発行の日の属する年度の3月31日までに、南国市土佐フードビジネスクリエーター人材創出事業受講料補助金交付申請書兼同意書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 土佐FBCⅣの入門コース又は本科コースの修了証の写し
- (2) 受講料支払を確認するに足りる書類の写し

(交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは補助金の交付を決定し、南国市土佐フードビジネスクリエーター人材創出事業受講料補助金交付決定兼額の確定通知書(様式第2号)により、当該補助対象者に通知するものとする。

(交付請求)

第7条 前条の規定による補助金の交付決定兼額の確定の通知を受けた補助対象者は、南国市土佐フードビジネスクリエーター人材創出事業受講料補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の返還等)

第8条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その取消しに係る金額を返還させるものとする。

- (1) 南国市補助金の交付に関する条例及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の条件に違反したとき。

- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (4) その他補助金の交付が不相当と認めるとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行し、土佐FBCⅣの入門コース又は本科コースの受講料として支払った費用について適用する。
- 2 この要綱は、令和10年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき交付された補助金について第8条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則（令和5年告示第28号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年告示第22号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。